

## 平塚市電子図書館の利用に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、平塚市電子図書館（以下「電子図書館」という。）を運用し来館出来ない人へのサービス事業を拡大するため、平塚市の図書館の設置及び管理等に関する条例施行規則（昭和45年3月31日平塚市教育委員会規則第7号。以下「規則」という。）第35条の規定に基づき、電子図書館の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (電子図書館の利用ができる者)

第2条 電子図書館の利用ができる者は、次のとおりとする。

- (1) 規則第16条で定める個人利用券の交付を受け、市内に居住又は住所を有する者
- (2) 規則第16条で定める個人利用券の交付を受け、市内に在勤、又は在学の者

### (利用方法)

第3条 電子図書館の利用は、インターネットにより行うものとする。

### (利用の手続)

第4条 教育委員会は、次の場合において適当と認めるときは、電子図書館を利用するための利用者ID及びパスワードを利用者に交付するものとする。

- (1) 規則第16条で定める個人利用券を交付するとき
- (2) 規則第21条で定める氏名及び住所の変更の届があったとき
- (3) 規則第22条第2項で定める個人利用券を再交付するとき
- (4) 前3号に掲げるもののほか、利用者が第2条に規定する者と認められるとき

### (利用者の遵守事項)

第5条 利用者は、善良な注意をもって電子図書館を利用し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者ID及びパスワードを適切に管理し、みだりに他人に漏らさないこと。
- (2) 利用者ID及びパスワードを他人に使用させないこと。

### (利用の停止等)

第6条 利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、電子図書館の利用を停止し、又は禁止することができる。

- (1) 不正な手続により電子図書館を利用したとき。
- (2) 電子図書館の利用に係る設備又はデータを損傷したとき。
- (3) 利用者ID及びパスワードを他人に漏らし、本市に損害を与えたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、電子図書館の利用が適当でないと教育委員会が認める

とき。

(利用資格の喪失)

第7条 利用者が第2条に規定する者に該当しなくなったときは、教育委員会は、速やかに利用停止等の必要な措置を行うものとする。

(貸出しの点数等及び期間)

第8条 同時に貸出しを受けることのできる電子書籍は、利用者につき3点を限度とし、その貸出し期間は2週間とする。

2 貸出し期間の延長は1点につき1度まで可能とし、その延長期間は2週間とする。ただし、延長の申し出は貸出期間内に行うものとし、すでに予約の登録があった場合は延長できないものとする。

(返納)

第9条 貸出しされた電子書籍は、その貸出し期間が満了したときは、自動で返納されるものとする。

(予約)

第10条 同時に予約を受けることのできる電子書籍は、利用者につき3点を限度とし、その取置き期間は利用可能となった日から1週間とする。

(利用の休止)

第11条 教育委員会は、必要があると認めるときは、電子書籍の利用の全部又は一部を休止することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月7日から施行する。